



宮崎県公報

平成24年9月18日(火曜日) 第2421号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

	頁
告示	
○民有林の保安林の指定予定(5件)……………(自然環境課) 1	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 2	
公告	
○公共測量の実施の通知……………(管理課) 2	
○落札者等の公告…………… 2	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3	

告示

宮崎県告示第616号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成24年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字寺之下甲3199(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第617号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成24年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字月輪6507-5(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第618号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成24年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字奈留字鍛冶屋園5585-15・5633-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第619号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成24年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字大平字柿ノ木谷2012-42(次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 620号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成24年 9 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字大納字西野 485・485-乙・492・493-イ（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、493-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 621号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年 9 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(都城) 24-2	株式会社 グリーン 商事代表 取締役徳 留良弘	北諸県郡三股町大 字宮村字岩切1882 - 1	5.02	26.73	平成24 年 8 月 31日

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、えびの市長から次のとおり通知があった。

平成24年 9 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（写真地図作成）
- 2 作業期間
平成24年 8 月10日から平成26年 3 月31日まで
- 3 作業地域
えびの市

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成24年 9 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名及び数量
普通教室無線LAN・タブレット型情報端末貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県教育庁学校政策課 宮崎市橋通東1丁目9番10号
- 3 落札者を決定した日
平成24年 7 月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 富士電機ITソリューション株式会社宮崎支社 宮崎県宮崎市江平西1丁目3番6号
 - (2) 三菱UFJリース株式会社九州支社 福岡県福岡市中央区天神一丁目12番7号
- 5 落札金額
54,551,700円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成24年 5 月28日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第32号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成24年 9 月18日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	4号警備業務	平成24年11月26日（月）から 同月30日（金）及び12月3日 （月）	15人

- 2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間

に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
4号警備業務	平成24年10月9日（火）から同年10月19日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	4号警備業務	34,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報とは、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合においては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成24年9月2日現在次のとおりである。

平成24年9月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,604人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合においては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 221,697人

宮崎県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合においては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成24年9月2日現在次のとおりである。

平成24年9月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

宮崎市選挙区 108,060人
都城市選挙区 46,020人
延岡市選挙区 35,842人
日南市選挙区 16,104人
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区 16,260人
日向市選挙区 17,211人
串間市選挙区 5,841人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区 9,448人
えびの市選挙区 6,133人
北諸県郡選挙区 6,631人
東諸県郡選挙区 7,867人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区 19,882人
東臼杵郡選挙区 8,436人
西臼杵郡選挙区 6,329人

--	--